



小千谷総合支援学校グラウンドからの景色 信濃川と越後三山

小千谷市立 総合支援学校 進路だより

No.3 (R5/7/7)

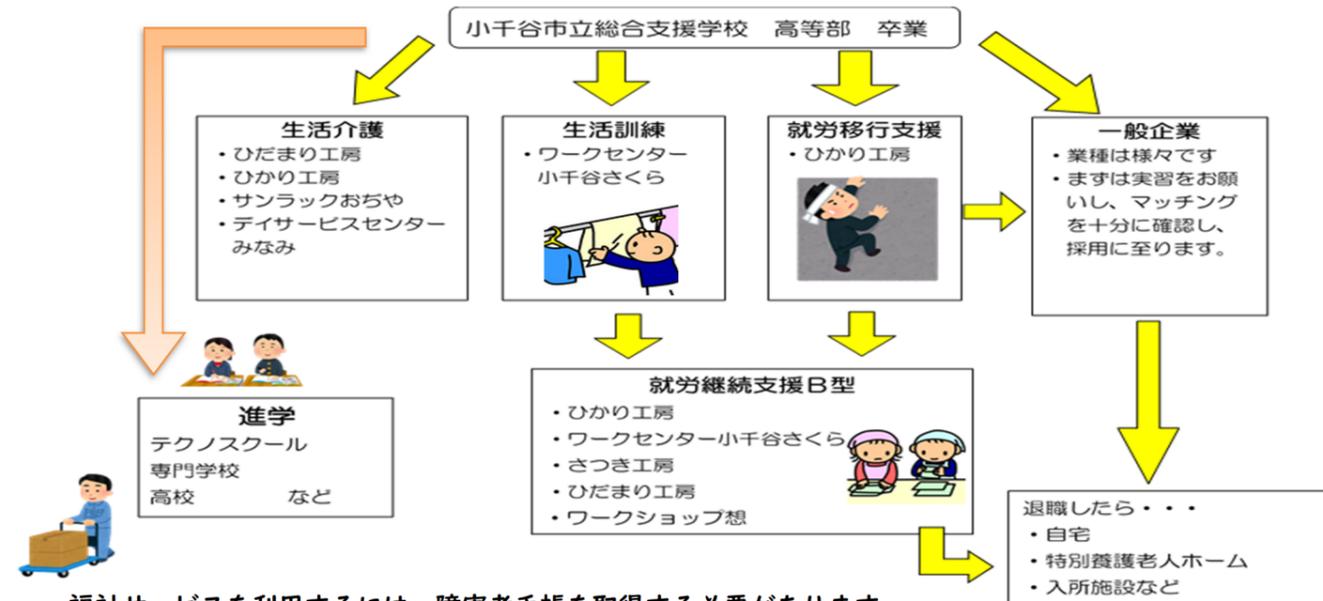
〒949-8721

小千谷市大字塩殿甲 2144 番地

進路指導部:樋口華子

TEL 0258-82-1878

前回は高等部の職場実習についてお伝えしました。卒業したら社会人!と言いますが、卒業生の皆さんはどのような道のりを歩んでいるのでしょうか?下図に卒業後の進路(日中活動)の全体像を示しました。卒業生の多くは福祉サービスを利用しながら生活しています。



福祉サービスを利用するには、障害者手帳を取得する必要があります。

《障害者手帳について》

障害のある人が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳には次のようなものがあります。

【身体障害者手帳】

身体に永続する障害のある人が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受ける際に必要な手帳です。障害の程度に応じ1～6級までの区分に分かれます。

【療育手帳】

知的障害児・者が、障害者総合支援法等による各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じ、重度の人はA、重度に該当しない人はBの区分に分かれます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神に障害があり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳です。障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受けることができます。

障害の程度に応じ1～3級までの区分に分かれます。

*参考:ふれあい～障害者福祉の手引き～
(新潟県福祉保健部障害福祉課)

日中活動系福祉サービスの種類と内容について、まとめましたのでご覧ください。

「ふれあい～障害者福祉の手引き～」より

【就労移行支援事業】

就労を希望する障害者に、有期限で生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》

就労を希望し、就労に必要な知識・能力の向上、職場探し等の支援が必要な障害者。



【就労継続支援事業】

*A型 雇用契約に基づき、就労の機会やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な障害者。

*B型 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労の機会等を通じ、知識・能力の向上や維持が期待される障害者。



【生活介護事業】

常時介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴・食事介護等日常生活上必要な支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《利用できる人》・障害支援区分が区分3以上である人 ・施設に入所する場合は区分4以上である人

【自立訓練(生活訓練)】

知的障害者、精神障害者に対し、有期限で身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。

《利用できる人》・施設、病院を退所、退院した人であって、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。
・特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。



将来

*障害支援区分とは、障害者総合支援法におけるサービス利用申請に対する支給に関して、障害や心身の状態などにより必要な支援を1～6に分けた区分です。1が支援の度合いが低く、6が最も高くなります。

～【進路研修会】のご案内～

7月14日(金)の授業参観日に合わせて、下記の内容で進路研修会を計画しました。

演題:「卒業後を考え、保護者が今から取り組むこと」～卒業後の事例を通して考える～

講師:細井 哲明 様 (新潟県特別支援学校進路指導ネットワーク事業 魚沼ブロックマネージャー)

当日は、細井様のご講演の様子を録画させていただきます。録画したものは職員研修の目的でのみ使用します。ご不明、ご心配な点がございましたら学校までご連絡ください。当日のご参加、お待ちしております。